

外形標準課税に係る申告書を作成する際のチェックにご利用ください。

【外形標準課税に係る申告書チェックリスト】

チェック欄

【共通事項】

1 課税標準の算定にあたり、原則として法人税の所得計算において損金の額に算入されるものを基礎としましたか。
(法72の15)

2 課税標準の算定にあたり、消費税及び地方消費税を除いた金額を基礎としましたか。(通知4の1の3)

【報酬給与額】

3 賞与引当金及び退職給付引当金を取崩し、賞与又は退職金として支払った額を報酬給与額に加えましたか。
(法72の15①)

4 報酬給与額の算定にあたり所得税において課税される通勤費を加算しましたか。(通知4の2の3、通知4の2の8)

5 給与以外の科目(福利厚生費・旅費交通費等)で処理された手当等のうち、所得税において給与所得とされるものを報酬給与額に加算しましたか。(通知4の2の6①)

6 所得税法に規定する非居住者に支払った給与、手当等を報酬給与額に加算しましたか。(通知4の2の4)

7 出向者に係る負担金について、実質的負担者の報酬給与に加算しましたか。また出向者に係る負担金は、所得税において非課税とされる通勤費、法定福利費、退職給付引当金相当額を除きましたか。(通知4の2の14)

8 退職金については法人税で損金算入され、かつ所得税において退職所得及び性格が退職所得と認められるものを含めましたか。また役員退職金についても含めましたか。(通知4の2の3)

9 企業年金掛金等は、年金の原資とならない部分(事務費掛金等)を控除しましたか。(通知4の2の12)

10 労働者派遣法に基づく労働者派遣は、派遣契約料の75%の金額を報酬給与に加算しましたか。
(労働者派遣法に基づかない労働者派遣は75%の対象外となります。)(通知4の2の15)

【純支払利子】

11 法人税の所得の計算上、損金の額に算入される負債の利子は、支払利子に含めましたか。
(法72の16②、通知4の3の1)

12 利子税や延滞金(申告期限の延長に対応する部分に限る)は支払利子に加算しましたか。(通知4の3の1⑫)

13 還付加算金を受取利子に加算しましたか。(通知4の3の2⑮)

【純支払賃借料】

14 契約書等で明確かつ合理的に区分されている共益費・権利金・更新料等の付随費用を支払賃借料、受取賃借料から除いていますか。(通知4の4の5)

15 社宅に係る支払家賃や従業員から受取った負担金は、それぞれ支払賃借料、受取賃借料に含めましたか。
(通知4の4の8①)

16 電柱敷地料(共架料を除く)を受取賃借料に加算しましたか。(通知4の4の1)

17 荷物や書類の保管料(保管期間1月以上。荷役料は除く。)を支払賃借料に加算しましたか。(通知4の4の8⑤)

【資本金等の額】

18 期末現在の資本金等の額で計算しましたか。(法72の21)

19 資本金等の額の算定においては、自己株式の税務上の帳簿価額(自己株式の取得価額－みなし配当の額)を減算しましたか。(法72の21)

20 資本の欠損てん補を行った法人にあっては、てん補額を減算してありますか。また、てん補を行った事実及び金額を証する書類を添付しましたか。(法72の21①の2,3)

参照条文凡例

「法」 …… 地方税法

「通知」 …… 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)

利用上の注意点

- このチェックリストは、課税標準の算定にあたって、誤りやすい主な項目をまとめたものです。
- チェック項目で申告額から除いていない場合は除き、含めていない場合は含めて下さい。
- 勘定科目名については各法人で異なりますので、このリストでは一般的な名称を使用しております。
- 千葉県のホームページにQ&Aを掲載してありますので、併せてご参照ください。
- ご不明な点については、千葉県庁税務課 法人調査指導班までお問い合わせください。

お問い合わせ先： 千葉県庁税務課 法人調査指導班 電話 043(223)2358・2359